

居宅介護支援重要事項説明書

居宅介護支援契約の締結にあたっては、「居宅介護支援重要事項説明書」に基づいて説明を受け、その内容についてご確認のうえ、同意される場合は、当該書類に署名若しくは記名捺印をお願いいたします。

なお、心身の状況により、署名等又はご判断等に支障がある場合は、ご家族又は成年後見人等の方が代理で署名若しくは記名捺印等の契約手続きをお願いいたします。

1. サービスの提供主体

名称	社会福祉法人 創誠会
代表者	理事長 石神 市太郎
所在地	千葉県船橋市二和西 6 丁目 3 番 20
電話番号	047-440-4165

2. 事業所運営の基本方針

- (1) ご利用者の心身の状況等に応じて、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、必要な情報の提供、居宅介護サービス計画の作成、主治医等との連携、サービス事業者との連絡調整等、適切に行います。
- (2) 居宅サービス計画に基づくサービス事業者の選定にあたっては、ご利用者およびご家族の希望を踏まえ、公正中立に行います。
- (3) 適切なサービスの提供のために、関係市区町村、地域のサービス提供事業者との綿密な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めます。

3. 提供するサービスの内容

千葉県より居宅介護支援事業所の指定を受け、次の体制のもとに居宅介護支援を行います。

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	指定居宅介護支援事業所 ひかりの郷
所在地	千葉県船橋市三咲 4 丁目 1 番 11 104 号室
介護保険指定番号	1 2 7 0 9 0 3 7 4 1
サービス提供地域	船橋市、鎌ヶ谷市、白井市、八千代市

(2) 営業時間及びサービスの提供相談窓口連絡先

電話番号	047-460-9290
営業時間	月曜日～金曜日／午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 (土曜日、日曜日、祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日は休業日ですが、緊急連絡電話にて 24 時間対応致します) ※緊急連絡先：080-8119-9831

(3) 事業所の職員体制（人数）

令和 7 年 4 月 1 日現在

介護支援専門員（常勤）	8 人	うち管理者	1 人
		うち主任介護支援専門員	1 人
介護支援専門員（非常勤）	1 人		
合計	9 人		

4. サービスの利用料金

(1) 利用料

利用料は、厚生労働大臣の定める基準による金額です（別紙ご参照）。

ただし、要介護認定を受けられた場合には、介護保険制度によって、国民健康保険団体連合会から事業者へ直接、全額給付されますので、利用者負担はありません。

(2) 償還払いになる場合

ア、介護保険料の滞納等により、国民健康保険団体連合会から事業者へ保険給付が支払われない場合は、厚生労働大臣の定める基準による金額の全額を、直接お支払いいただくことになります。

イ、この場合は、毎月 10 日までに当事業所より前月分の金額について請求をさせていただきますので、請求書をお受取りになられてから、10 日以内にお支払いいただきますようお願いいたします。

ウ、お支払方法は、現金又は銀行振込等の方法を契約時に決めていただきます。

エ、当事業所から領収証及びサービス提供証明書を発行いたしますので、ご利用者が保険者（市区町村）の窓口で、お支払いいただいた金額について直接請求をしていただくことになります。

(3) 交通費

介護支援専門員がご利用者のご自宅を訪問させて頂く時の交通費は、事業所が負担いたします。

ただし、ご利用者の自宅が、当事業所が行う通常のサービスの提供地域外に所在する場合は、当該交通費の実費をご請求させていただくことがあります。

(4) 解約料

当契約は、いつでも解約することができ、これに伴う解約料等が発生することはありません。

5. サービスのご利用方法

(1) サービスの利用及び契約の開始

直接相談窓口に来ていただくか、相談窓口の電話番号にお電話ください。事業所の介護支援専門員がご自宅に伺い、重要事項や介護保険制度のご説明後に「居宅介護支援契約」の締結を行い、居宅介護支援サービスの提供を開始させていただきます。

(2) 契約期間について

契約は、「居宅介護支援契約」の締結の日が開始日となり、ご利用者の要介護状態区分の有効期限が満了する日をもって終了いたします。

但し、ご利用者から、終了することのお申し出がない場合には、次回の要介護状態区分の有効期限満了日まで自動的に更新されます（以後も同様の取扱いとなります）。

(3) 契約の終了

ア、ご利用者のご都合で契約を終了する場合

この契約の有効期間中に、契約を解約することができます。この場合には、ご利用者は契約終了を希望する 1 週間前までに窓口にご連絡ください。

イ、事業所の都合で契約を終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、ご利用者への居宅介護支援の提供を終了させていただく場合、終了する 1 ヶ月前までに事業所より、文書でお知らせするとともに、サービスが中断しないよう、地域の他の居宅介護支援事業者を紹介させていただきます。

ウ、自動終了となる場合

次の場合は、自動的に契約は終了となりますのでご了承ください。

①ご利用者が医療機関又は介護保険施設に入院・入所され、一定期間が経過したとき。

②ご利用者の要介護認定区分が要介護から要支援 2 又は要支援 1 若しくは自立（非該当）と認定されたとき。ただし、この場合は、担当地域の包括支援センターに、ご利用者の情報を提供する等、連携を取らせていただきます。

③ご利用者がお亡くなりになられたとき又は介護保険の被保険者資格を喪失されたとき。

エ、その他

当事業所は、正当な理由がなく、居宅介護サービスの提供を拒否することはありません。

ただし、次の場合は、居宅介護サービスを中止させていただくとともに、ただちに保険者（市区町村）に連絡いたします。

①介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わない等により、要介護状態等の悪化をもたらす場合。

②偽りその他の不正行為によって保険給付を受け、または受けようとした場合。

6. 個人情報の保護

(1) 情報の保護および利用の制限

当事業所は、業務上知り得たご利用者及びご家族等の個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らすことはいたしません。

ただし、ご契約に基づくサービスを提供するうえで必要な場合、「情報使用同意書」に定められた範囲内で必要な情報を提供させていただきますので、予めご理解ください。

(2) 個人情報の利用目的の変更

次に記載される事項に該当する場合は、必要とされる情報を提供するとともに、利用目的の変更についてご連絡いたします。

ア、法令に基づく場合。

イ、人の生命、身体又は財産の保護のために必要であって、事前に同意を得ることが困難であるとき。

ウ、国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、ご利用者の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(3) 守秘義務の継続

守秘義務は、ご利用者と事業者の契約が終了した後も遵守いたします。

7. 事故発生時の対応

(1) 当事業所は、ご利用者に対するサービスの提供に関して事故が発生した場合には、直ちにご利用者又はご家族にご連絡いたします。合わせて、保険者（区市町村）にも連絡を行い、事故の原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

(2) 事業所は、サービス提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

8. サービス内容に関する相談・苦情等の対応体制

(1) 次の事項について、ご相談や苦情等がある場合、事業所の窓口までご遠慮なくお申し出ください。

ア、事業所が提供するサービスについて。

イ、居宅サービス計画に基づいて提供している各種サービスについて。

(2) 営業時間及びサービスの提供相談窓口連絡先

所在地	千葉県船橋市三咲4丁目1番11 104号室		
電話番号	047-460-9290	FAX 番号	047-460-9295
営業時間	月曜日～金曜日／午前8時30分～午後5時30分 （土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日は休業日ですが、緊急連絡電話にて24時間対応致します。）※080-8119-9831		
担当者役職・氏名	管理者 木村 直子		

(3) 当事業所窓口以外でも、ご相談や苦情などについては、下記の窓口でも受け付けています。

船橋市介護保険課	電話番号	047-436-2302
	受付時間	午前9時～午後5時（土・日・祝日、年末年始は休業）
鎌ヶ谷市役所高齢者支援課	電話番号	047-445-1141
	受付時間	午前9時～午後5時（土・日・祝日、年末年始は休業）
白井市高齢者福祉課	電話番号	047-492-1111
	受付時間	午前9時～午後5時（土・日・祝日、年末年始は休業）
千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係	電話番号	043-254-7428
	受付時間	24時間受付：平日8:30～17:30以外は、留守番電話対応になります。

(4) 相談・苦情対応方法

- ア、相談・苦情のお申し出があったときには、お申し出の内容について、真摯に受け止め、懇切丁寧に対応いたします。
- イ、お申し出内容につきましては、正確に把握するために、ご利用者の自宅にお伺いし、関係する方々に直接確認を行う場合がありますのでご了承ください。
- ウ、対応結果につきましては、文書又は口頭で回答させていただきます。なお、必要に応じて、市区町村に報告いたします。

9. 虐待の防止

事業者はご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- 1) 利用者の人権擁護・虐待の防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための指針を整備します。
- 2) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- 3) 虐待防止に関する責任者を選定しています。： 管理者 木村直子
- 4) 成年後見制度の利用を整備しています。
- 5) 苦情解決体制を整備しています。
- 6) サービス提供中に、当該事業所従業者または擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

10. 非常災害対策

感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して必要な研修及び訓練を実施します。

11. サービス利用にあたっての禁止事項について

利用者様、ご家族様、関係者等において、次に掲げるいずれかの自由が発生した場合は、やむを得ずサービスを終了する場合があります。

- 1) 従業員に対して行う暴言、暴力、いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- 2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為
- 3) サービス利用中に従業員の写真や動画撮影、録音などを無断でSNSなどに掲載すること

12. アセスメント及び居宅サービス計画の作成方法

(1) 使用するアセスメントの方法

居宅サービス計画ガイドライン方式によりアセスメントを行います。

(2) 居宅サービス計画の作成方法

居宅支援システム（すこやかサン・EM システムズ）を使用して作成します。

以上

令和 年 月 日

事業者は、居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者又は代理人に対して、本書面に基づく重要事項の説明を行いました。

事業者

事業者名	社会福祉法人 創誠会
所在地	千葉県船橋市二和西 6 丁目 3 番 20
事業所名	指定居宅介護支援事業所 ひかりの郷
所在地	千葉県船橋市三咲 4 丁目 1 番 11 104 号室
管理者	木村 直子
説明者 (介護支援専門員)	

利用者又は代理人は、事業者から居宅介護支援の提供に関する重要事項について説明を受けました。

利用者

住所	
署名・記名捺印	印

代理人

住所	
署名・記名捺印	印
関係	